

岩手県告示第543号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第54条第3項において準用する同規則第52条第3項の規定により、鳥居英治に対し、千鳥丸（漁船登録番号 I T 3 - 33281）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成25年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成25年7月31日(水) 午後2時から
- 2 場所 釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎4階 第2会議室